

平成20年第1回五條市議会定例会（第5号）

日 時 平成20年3月19日（水） 午前10時 開議

議事日程

第1 発議第5号 五條市議会委員会条例の一部改正について

第2 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	池 上 輝 雄	1 (仮称)金剛山麓野鳥の森整備事業 について (1)公園墓地について 2 裏金問題について (1)本市における裏金問題について 3 清掃委託料について (1)庁舎内清掃業務委託について	市長 市長 市長
2	花 谷 昭 典	1 1月19日発生の本町1丁目建物火 災について (1)火災の概要について (2)火災現場における消防隊員の消防 器具の取扱いについて (3)初期消火活動の状況について (4)市内の初期消火用具の設置状況に ついて (5)密集地における消防水利整備計画 について 2 今回の火災を踏まえての今後の取組 について	市長・消防署長 市長・消防署長 市長・消防署長 市長・消防署長 市長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
3	藤 富 美 恵 子	1 上水道岡中継施設築造工事について (1) 施設の必要性について (2) 市長の判断について (3) 今後の対応について 2 75歳老人保健の申請手続について 3 女性管理職の積極的な登用について	市長・水道局長 市長・水道局長 市長・水道局長 市長 市長
4	大 谷 龍 雄	1 五條市消防庁舎の建設について (1) 奈良県内消防本部一本化方針がほぼまとまったもとでの五條市消防庁舎の予定地への建設について 2 岡配水系統中継施設計画の推進について 3 五條市土地開発公社の処理について	市長 市長 市長・部長

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（二十一名）

十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
黄	櫻	寺	佐	花	山	北	西	峯	山	山	益	池	藤	川	太	西
木	塚	本	間	谷	本	山	尾	林	田	田	田	上	富	村	田	本
英	凱	保	正	昭	久	和	彦	宏	澄	由	吉	輝	美	家	好	幸
夫	一	英	己	典	和	生	和	政	雄	己	博	雄	子	廣	紀	洋
			久							比		恵				

庶務課長 大垣賢治
企画調整課長 山下正次

事務局職員出席者

事務局長 長田雅光
事務局次長 乾田雅
事務局主任 西峯久
事務局主任 笹谷美旬

午前十時零分再開

○議長（西尾彦和）ただいまから、昨日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（西尾彦和）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。
配付漏れはございませんか。――。
これより日程に入ります。

○議長（西尾彦和）日程第一、発議第五号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）発議第五号 五條市議会委員会条例の一部を改正する条例。
五條市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

平成二十年三月十九日提出

提出者 五條市議会議員 黄木英夫
賛成者 五條市議会議員 土井康嗣

田原清孝
" 寺本保英
" 峯林宏政
" 益田吉博
" 西本幸洋

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。議会運営委員会黄木英夫委員長。

〔議会運営委員長 黄木英夫登壇〕

○議会運営委員長（黄木英夫）おはようございます。

ただいま上程されました発議第五号 五條市議会委員会条例の一部改正について、私から提案理由を御説明申し上げます。

改正の趣旨は五條市行政組織条例の一部改正に伴い五條市役所処務規程のうち、組織として監理管財課、上下水道部を設け、また、農林課と商工観光課を農林商工観光課にすることなど規定の一部改正に伴い、各常任委員会の所管をそれぞれ改正しようとするもので、施行期日につきましては、平成二十年四月一日とするものであります。

以上、提案理由の説明といたします。各位にはよろしく御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）日程第二、一般質問を行います。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は、めいりよう、的確にお願いします。

なお、議員各位には申合せのとおり、一般質問は一問一答方式により行うこととし、一般質問をされる議員は質問席からすべての一般質問を行い、理事者側各位の答弁はすべて自席からとさせていただきますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には申合せのとおり、同一議題について質問回数は三回までとし、時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに、五番池上輝雄議員の質問を許します。五番池上輝雄議員。

○五番（池上輝雄）おはようございます。

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、（仮称）金剛山麓野鳥の森整備事業についてでございます。

当事業は、土地開発公社の健全化計画に基づいて行われ、財源は過疎債を利用するということですので、私は賛成いたします。

これについて一つ提案がございます。この野鳥の森に公園墓地を築造する計画を織り込んでいただくというものでございます。御存じのとおり、田園地区の人たちは半数以上が他市からの転入者であり、墓地がありません。五條で骨を埋めようと思っても、その埋める場所がないのです。墓地ともなればもろもろの問題が生じてくるかもしれませんが、田園地区以外でも主に新興住宅地の住民が墓地を探しているとよく相談を受けます。二五ヘクタールもあるこの野鳥の森の一部を市営公園墓地とすることにより、分譲による収入は数億円になると想定されます。御検討のほど、よろしく
お願いいたします。

もし無理だとすれば、何が無理なのか、また、民家と墓地との距離について規定はあるのかお答えください。

○議長（西尾彦和） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） おはようございます。

五番池上輝雄議員の一般質問、一（仮称）金剛山麓野鳥の森整備事業について、（二）公園墓地についてお答え申し上げます。

この事業は、五條市土地開発公社の経営健全化を図ることを目的としており、大きな意味では、五條市の財政改革、併せて市の活性化を図るために行うものであります。

事業の内容につきましては、自然の中、野鳥の姿を観察し、森林のリラックス効果による健康増進の場として、また、子供からお年寄りまでの世代を超えて自然に触れ合う自然散策路、駐車場、案内所兼公衆トイレを予定しております。大部分の森林は現状のまま保全してまいります。

この野鳥の森の一部に公園墓地をすることについては、目的が合わず、また地元との調整ですることができませんが、御理解いただきたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 池上議員。

○五番（池上輝雄） 反対とかという問題が生じてくると思うのですけれども、今までの墓地と違いましたら相当きれいにして散歩もできるくらいのところになっておりますので、そのほどを住民の方にも御理解を得て、説明をしていただけたらということも思います。

次に、第二の野鳥の森を言っていましたね、部長。どこですか、昨日いただきましたあの中で、北山地区公共用地といいますかな、あそこで第二の野鳥の森を計画とありましたやんか。その所へということはどうですか。計画に墓地の方を織り込んでもらうということは無理なんですか。

○議長（西尾彦和） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 池上議員の質問にお答えいたします。

昨日、委員会ですということの説明したと思うのですけれども、この金剛山麓野鳥の森公園整備について地元説明を行っておりますのですけれども、その時点で、「墓地ではないんですやろな。」ということ、固く念を押されていますので、今のところはなかなか難しいと思います。（「五番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 池上議員。

○五番（池上輝雄）そしたら、この前の予算委員会でも他の議員も言っておりましたけれども、やっぱり墓地について、皆さん関心を持っておられると思うのですけれども、市長といたしまして、今後そういう市営墓地のことで何か計画というのか、考えていただくことができるんですかな。

○議長（西尾彦和）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）墓地については、我々は必ずや行かなければならない場所だと思っております。その場所がないということ、せっかく五條で住んでいただきながら、そういうような、生涯必ず行かなければならないという所がないというのは非常に、これは行政の方でも考えていかなければならないと思うんです。ただ、各地区において墓地はずっとたくさんあるのですが、新たに造るとなるときに、必ずや総論賛成各論反対と、今ある墓地をちよつと増やすというのは案外すつといけるのですけれどもね。しかし、池上議員のおっしゃるように、そういう要望があるということについては、やはり一つのテーマとしては考えていかなければならない問題だとは思っております。ただ、あそこに造ると、もうその声だけで、地区名を言うだけで、うちの地区へ、北山地区へ、また北宇智地区へと、言うだけで、これが難しいということなんですね。ほかの建物が来るさかい、そこへ来るんやったら地価が上がるさかい買おうかとかは、とてもちよつと言わんでね、そういうこともいろいろ含めて難しい問題もありますけれども、要望があるということですね。それは十分に受け止めておきます。（「五番」の声あり）

○議長（西尾彦和）池上議員。

○五番（池上輝雄）ありがとうございます。

皆さんも関心を持っておりますので、真剣に考えていただきたいと思います。終わります。

次に、本市における裏金問題についてでございます。

裏金調査をしている大阪市で新たに預け金や不適正資金が計六十一件見つかり、うち二十四の収入総額が約二億三千万円によることが判明しました。平松新市長が、今後裏金の存在が明らかになれば懲戒免職も考えると言った結果、続々と出てきたのであります。

吉野市長も、市長就任以来早一年が経過しようとしております。本市では、裏金はなかったのでしょうか。お聞かせください。

○議長（西尾彦和）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）池上議員の質問に答えさせていただきます。

ただいま御質問いただきました裏金問題なんですが、奈良県庁におきましても空出張の問題もございました。また、全国であちらこちら、和歌山でも大きな問題になっております。ただ、当五條市におきましては、そういうことは早速調査いたしました。何が、何もなかったと聞いております。非常

に有り難いことだと思いますが、残念と言ったら怒られるのですけれども、そういう財政事情と職員の気質はそういうことからは一切ないということでございますが、今後もそういうことがないように、こういうことは気をつけていきたいと、そのように思っております。（「五番」の声あり）

○議長（西尾彦和）池上議員。

○五番（池上輝雄）ないとは思っておりますのですけれども、どこも金額の多少にかかわらず、どの市も裏金を持っておると、市民からも言われまうので聞かせてもらっただけでございます。

また今後、市長も忙しいですけれども、調べていっていただきたいなと思っております。

そして、続きまして、市庁舎内の清掃委託についてでございます。

平成十八年度の庁舎内の清掃委託料は四百八万六千五百五十八円と、平成十九年度は三百八十九万七千五百五十八円と、さほど減少はしておりません。

奈良市では、二十年度から三百九十五箇所ある街区公園のうち三百七十八箇所の維持管理や施設点検を、市民の手を借りて行うクリーンサポート制度を導入し、運営していくと決めました。公園に、該当する自治会員を対象に十人以上を一組として応募することができ、公園の面積に応じて市からの報償金が支給されるという内容であります。何点か課題は残るものの、この制度により専門業者への委託に比べ三分の一程度の経費で済むと試算しております。

どの自治体も生き残りをかけ、知恵を出し、汗を流して経費節減の努力をしています。五條市においても、意識を改革して、例えば庁舎内の清掃について職員ができることは職員で行うなどと、できることから始めていただけたらと思います。

市長の考えをお聞かせください。

○議長（西尾彦和）上山総務部長。

○総務部長（上山保見）ただいまの五番池上輝雄議員の一般質問、三番目の清掃委託料について、（一）庁舎内清掃業務委託についての御質問にお答え申し上げます。

市役所庁舎の清掃業務の委託につきましては、平成十八年度までは毎日の便所清掃、それから毎月の床ワックスがけ、それから窓ガラスのふき掃除及び年四回の議場の清掃を委託して行っていました。

平成十九年度、本年度から実施いたしております集中改革プランに基づきまして、委託料を含むすべての事務事業の見直しを行いました。現在、毎日の便所清掃と年四回の議場の清掃を従前どおりとして、毎月行っておりました床ワックスがけと窓ふきの掃除を年二回に見直しをいたしました。

従前は年間四百六十九万円を支出しておりましたが、三百八十九万円に減額をいたしました。額にして八十万円、率にして一七パーセントの削減となっております。

それと併せて、五條市におきまして、集中改革プラン委託料全合計額といたしまして、十八年度は四億七千七百万円くらいの合計の委託料を清掃、それから機械警備、空調、それからみどり園関係、保健福祉関係、合計百四十三件を見直しまして、四億七千七百万円を三億九千万円、八千六百万円を削減しております。率にして一八パーセント削減をいたしております。

なお、公園等の草刈り等につきましては、市民のボランティア等を行いまして節減に努めております。

今後におきましては、更に職員でできることは、職員で行うということで見直しを行い、更に経費の節減に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（西尾彦和）池上議員。

○五番（池上輝雄）ありがとうございます。

大変努力していただいているということ、今痛感したんでございます。これから、できることから結構でございます。もっと節減できるところは節減していただきまして、職員が頑張れば市民も頑張るということ、五條市にもまた元気がわいてくると思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

これで終わります。ありがとうございます。

○議長（西尾彦和）次に、十三番花谷昭典議員の質問を許します。十三番花谷議員。

○十三番（花谷昭典）おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、通告の順に従いまして一般質問をさせてもらう前に、まず、冒頭ではございますが、平素は昼夜を分かたず大変な業務活動に従事いただいております消防職員の諸君に対しまして、市民の皆様になり代わりまして心から感謝を申し上げる次第でございます。

また、このたびの本町一丁目地内で発生いたしました火災に対しまして迅速な対処をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

先に述べました本町一丁目、本年一月に発生した火災でございますが、消防本部からの方の報告をお願いしたいなど、かように思います。

一、一月十九日発生の本町一丁目建物火災について、その一、火災の概要、それと火災現場における消防隊員の消防器具の取扱いについて、また、

三番の初期消火活動の状況について、市内の初期消火用具の設置状況について、なおまた、密集地における消防本部、消防水利整備計画についての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西尾彦和）窪消防署長。

○消防署長（窪 佳秀）十三番花谷議員の質問、本町一丁目の火災の概要についてお答えさせていただきます。

まず、一、火災の概要につきましては、本件火災につきましては、平成二十年一月十九日午前十一時ゼロゼロ分ごろ発生した本町一丁目の公衆浴場付き住宅から出火した火災であります。

通報は午前十一時十九分、一一九番で消防本部にありまして、一分後に消防本部から出動いたしました。

焼失につきましては、面積三七三・三平方メートル、三世帯がり災し、消防職・団員八十一名、消防車両十六台が出動し、同日午後二時十八分に鎮火いたしましたのでございます。

現場での死傷者は発生しておりません。

消防本部といたしましては、覚知と同時に消防車二台、負傷者がいるとの仮定で救急車一台を出動させ、消火に当たりました。

出動隊によりますと、火災出動途上、出火建物は黒煙を上げ、火災最盛期寸前の状態であったとございます。

消防隊は水利の確保を、一台は水道配管一五〇ミリの市役所南西にある消火栓、一台は市役所裏、五條児童館前の四〇トンの防火水槽に水利部署し、四口の放水で消火に当たりました。

現場到着時、火災は最盛期の状態でありました。

当然、出動途上におきましては、消防団、非番職員の招集を行い、最終的に消防団、非番職員の招集によりまして、最大八口の口数により放水し、鎮火することができました。

また、それまでに地元住民等の協力により初期の消火活動を行っていただきました。

鎮火後、消防団の協力をいただきながら、午前零時まで現場で警戒に当たりました。

本部といたしましては、鎮火後二時間ごとに夜が明けるまで現場の巡回を行い、警戒に当たりました。

本火災による出火延焼経路につきましては、現場到着時の状況、現場調査、付近住民の聞き取り調査から判断して、公衆浴場付き住宅一階居間から出火し、二階に延焼、西隣の共同住宅、東隣の住宅に延焼していったものと推測されます。

火災原因につきましては、現在、五條警察署とともに調査を行っているところであります。

次に、(二) 火災現場における消防隊員の消防器具の取扱いについて、及び(三) 初期消火活動の状況についての御質問につきましては、関連いたしますので併せて御答弁させていただきます。

当日の当務小隊長の話によりますと、出動途上の国道三一〇号陸橋上からの望見で、既に出火建物は火災最盛期寸前の状態であったと聞いております。

そのことから、大規模火災で大量放水が必要との判断のもと、防御態勢の基本であります消防車が個別の水利、消火栓、防火水槽に部署し、六五ミリホースを一本を延長し、分岐管を使用して二口の放水隊形、消防車一台が出動いたしましたので、合計四口で初期の防御態勢を隊員に指示したとのことでございます。この場合の筒先員は、一口に対し二名の隊員が必要となります。

現場到着したときは火災は最盛期の状態であったため、消火活動と並行しながら人命検索、付近住民の避難、消防警戒区域の設定等に隊員が必要との判断で、筒先保持者を一名で可能な五〇ミリホースに変更することの指示を行ったと聞いております。

その際、六五ミリから五〇ミリに落とす分岐管を取り換えたのを、「住民は金具が違う」と勘違いされたのではないかと思量いたしております。

次に、(四) 市内の初期消火用具の設置状況についてであります。市内の自治会二百九十八自治会のうち百九十三自治会が消防ホース等の初期消火用具の設置を行っております。

設置率は約六〇パーセントでございます。

設置費用につきましては、地元の負担で設置していただいていると聞いております。

今後、大地震発生には消防機関だけでは消火活動に対応できないことから、自主防災組織、自治会等を通じまして、初期消火用具、消防ホース、消火器等の設置を呼び掛けてまいりたいと考えております。

次に、密集地における消防水利整備計画につきましては、密集地における消防水利の充足率は六八パーセントでございます。今後、消防水利の基準に基づきまして有利な補助金や起債などを活用いたしまして、計画的な整備を図ってまいりたいと考えております。

消防本部といたしましては、今回の火災で得た教訓を今後に生かし、一層努力、訓練等に取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、議員各位の御支援御協力を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。(「十三番」の声あり)

○議長(西尾彦和) 花谷議員。

○十三番（花谷昭典）よく分かりました。

ただ、分岐管の取り換えという形のごさいますが、これは住民のお方の話によりますと、初めから間違っておったのではないかなというふうな考えでおられるようにも思いますので、今後そういうふうな紛らわしい、ややこしい形のことのないように、現場の方でやっていただきたいなと思います。

それから、防災の関係の、器具の関係なんですけれども、市内で約六〇パーセントというふうに聞かせてもらったわけなんですけれども、合併にもなりまして範囲も広がったこともございますので、財政的にかなり厳しいところもございしますが、補助金等の何らかの助成措置を講じまして、一日も早い防災に対する認識と整備を図ってもらうように、この際お願いを申し上げておきます。

次に移らせていただきます。

次に、今回の火災を踏まえまして、今後の取組を市長の方から聞かせていただきたいというふうに思っております。

○議長（西尾彦和）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）今回の火災につきましては、被災なされた方には心からお見舞いを申し上げます。

また、今回は、市の中心部の火災でありました。どつちかというところでは大きな火災になったと思っておりますが、一人の死傷者もなく無事鎮火できたことは良かったかなと思っておりますが、今後、この火災についてのいろんな意見が寄せられております。先ほど消防側からも答弁させていただきましたことも総合的に判断いたしましたして、消防機関への通報の遅れたこともちよつと一つの、聞いてみたら、だれかが言うただろうということで、安易に思っておった、これももうわざですけれども、そう思っていると燃えてくるわ、言うてみたらだれも言うてなかったといつて改めて言ったというのですか、そういうようなことも案外事実に近いようなわざもございしますし、まず火災があったときには、それぞれ重複しても結構でございますので、まず消防署の方に通報するということが、だれかがしただろうということではなく、市民にも、これはやっぱり防災という形の中から、発見したらずぐ消防機関に電話するということを今後も指導していきたいと思っております。

こういう啓発だけじゃなくて、こういう火事が起きたときにどのような協力をしていくかと、地元も含めて、これも行政としても考えていかなければならないかなと思っておりますし、火災現場というのとは一番近所の方が近いのですので、どのような初期消火、最初の三分が一番大事だということ聞いておりますので、こういうことも一応自治会とも話し合いをしていきたいなと思っておるわけでございます。

自分たちの住んでいる地域は自分たちで守っていくということも、これも大切なと思うわけでございます。

自主防災組織、自治会を通じ初期消火活動の、また、消火活動をできるような用具の設置も呼び掛けていきたいかなとも思っております。消防水利の整備については、市内にはまだまだ消防水利の不足しているところがたくさんあるということですが、この付近にはこれから国交省もいろんな形で工事をしていきますので、そのところには約六〇トンの防火水槽も設置されるという計画もあると、これは今までの防火水槽と違いまして、くみ上げると同時にそこに水道水から放水していくというものの防火水槽ということも聞いておりますが、今後こういう火災があったときにどのようにしたらいいかと、いろいろ反省点もあったかなと思います。

議員各位の御支援御協力を賜りながら、今後こういうことについて研究と、もし起こったときには最小で治まるように努力していきたいと思うわけでございます。（「十三番」の声あり）

○議長（西尾彦和）花谷議員。

○十三番（花谷昭典）前向きな形の中の考え方かなというふうに理解させていただくわけですが、市内には二百九十八自治会のうち、百九十自治会に初期消火用具が設置済みであるというふうに聞いております。残りの百余りの自治会が未設置ということでもございますので、今言われたような考え方のもとに、市長も啓もう啓発、PRだけじゃなくして、消防施設の整備も併せて、この際に早期に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

また、先ほど冒頭で少し述べさせていただきましたように、何らかの補助金も、何とか部分を若干であるかも分からんわけなんですけれども、財政的にかなり厳しいことでもございますが、是非前向きに取り組んでいただきまして、できるだけ初期活動の、三分という形のことらしいですので、それが地元の人の手によって早期に活動できるような環境を整えていただくということで、ひとつよろしくお願いいたしまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（西尾彦和）以上で、十三番花谷昭典議員の質問を終わります。

次に、四番藤富美恵子議員の質問を許します。四番藤富美恵子議員。

○四番（藤富美恵子）おはようございます。

それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

私は厚生常任委員会の委員でございますが、改めまして上水道岡中継施設築造工事について質問をさせていただきます。

まず、施設の必要性について、御承知のように上水道の岡配水系統は岡ポンプ場から岡配水池に送水して、北宇智地区、田園地区、岡地区、牧野地

区の約三千五百戸に給水しております。

市道旧岡中線に埋設されている送水管は低地域において高水圧を有しており、万一の災害時における不安はぬぐい去れないことから、平成十六年度より取組がなされ、平成十七年度に基本計画の策定、そして、平成十八年度には実施計画の策定と用地の購入、今年度平成十九年度には施設の建設計画がなされ予算も計上されておりました。ところが、昨年平成十九年十一月二十八日、突然吉野市長は緊急性がないとして工事の中止を新聞に報道されており、大変びっくりいたしました。その日からこの混乱が始まったわけですが、まず水道局長に確認をいたします。

平成十六年度から地域住民のための安全対策事業として市が取り組んできたこの事業、岡中継施設築造工事は万一の災害時における不安はぬぐい去れないことから取組がなされたということと間違いはございませんか。

○議長（西尾彦和） 阪ノ上水道局長。

○水道局長（阪ノ上武則） 四番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

今御質問をいただいたとおりでございます。（「四番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 奈良県は東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されております。平成七年の阪神淡路大震災の以後、水道事業についても災害等の対策について何らかの指導がありましたか。

○議長（西尾彦和） 阪ノ上水道局長。

○水道局長（阪ノ上武則） 御質問にお答えを申し上げたいと思います。

平成七年に阪神淡路大震災が到来したわけなんですけれども、その後、国におきましては、平成十五年に東南海・南海地震対策推進地域に指定されておりました。御承知いただいていますように、その指定を受けまして、五條市におきましては防災計画の見直し等を行ったわけでございます。

水道局におきましては、それ以前に平成八年から減圧弁等四箇所、六個の設置をやりまして安全性を高めております。

以上で答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） それでは、平成十六年度から地域住民のための安全対策事業として、市が取り組んできた岡中継施設築造工事は本当に必要であったのかどうか、水道局長にお尋ねをいたします。

○議長（西尾彦和）阪ノ水道局長。

○水道局長（阪ノ上武則）先ほど御質問いただきましたように高水圧を有しておりますので、その不安はぬぐい去れないということで取組をさせていただきますました。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（西尾彦和）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）それでは、次に、市長の判断について質問いたします。

上水道岡中継施設築造工事については、昨年十一月二十八日に新聞紙上で突然中止と発表されました。ところが、三月三日の議員全員協議会では中止、そしてまた、三月六日の厚生常任委員会では休止と、市長の言われることがころころと変わってきております。そこで、平成二十年三月十日、今日でございますが、今日現在の市長の判断をお尋ねいたします。

市長、岡中継施設築造工事は、中止ですか、中止ですか、それとも休止ですか、お尋ねいたします。

○議長（西尾彦和）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）そのときに、中止、中止、また休止ですね、言うてきました、いろいろ議員さんとの意見もあった中で、基本的に言うておきます。四億のお金をかけてポンプ場を造っても地震対策には本当になるのかどうかと、マグニチュードが上がるというようなことは出ておりませんのでね。ただ、減圧：：（「質問に答えていただきたいと思います。」の声あり）：：休止。（「四番」の声あり）

○議長（西尾彦和）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）はい、休止ということで間違いございませんね。

それでは、昨年十二月十四日の本会議において、吉野市長に対し、地方自治法第九十八条第一項に基づきコンサルタント会社名及び同社が提出した書類等のこれまでの事務の検査を行うことを決議し、明らかにするように求めておりましたが、市長は「不要な混乱を避けるため発表はいたしません」ということになりました。混乱は、市長、あなたが明らかにしないから、発表しないから不要な混乱が起こっているのではないのでしょうか。市長には、説明責任がございます。不要な混乱を起こすのではなく、スムーズな議会運営ができるよう市長の説明責任を果たしていただきたいと、一言申し上げておきます。

そして、三月六日の厚生常任委員会で、やっと市長は、コンサルタント会社名は株式会社日水コンで、日本一のコンサルであると、そして同時に、

同社が提出したとされる文書も明らかにされました。ところが、株式会社日水コンが提出したとされる文書には会社の名前も書かれていなければ、社判も押されておりません。どこのだれが作成した文書か全く分かりません。

そしてまた、五條市はこのコンサルに調査費、お金も払っていない。無料、ただということでもございました。このような書類を市長は何を根拠に信
用し、信頼し、工事を中止と判断されたのか、私にはとても不思議で、理解に苦しむことでもあります。世間では、このような書類は正式なもの
は言えないからでございます。

そこで市長にお尋ねをいたします。三月六日の厚生常任委員会で市長が市民の皆さんに明らかにした株式会社日水コンが提出されたとされる岡中継
ポンプ場の新設についてという文書、ここにございますが、この文書は本当に株式会社日水コンが吉野市長に提出したもののなかのようなのか、そし
てまた、岡中継ポンプ場の新設についてという文書に書かれている内容についても、市長の言われる日本一のコンサル、株式会社日水コンが五條市
に対して責任を持って提出したものに間違いございませんか。

以上、二点お尋ねをいたします。

○議長（西尾彦和）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）間違いません。

お金については、払っております。払うの、言いました。こんな当たり前のこと。どこにマグニチュードがこのポンプ
場を造ってできますかと。書いていませんがね、必要はまあ難しいと、だから私は休止、中止からずっとなったのですけれども。

ちょっと質問から外れます。やっぱり私は、合併した五條市の中で順番を決めようということも含めて、だから、あそこところが一番にしなけれ
ばならないのだったら、それは調べてからしましょうということ、今、休止ということになりました。先週の土曜日、夜の九時半ごろでした。大
塔から電話がありました。水道の水、詰まって出ない。ためてあった水がないんやということでもございました。防災に対しても大切にございますが、
飲み水がそのように止まる、歳いったからその山の所までの取り水の所による行かんのやと、月曜日に水道の方から行ってもらいました。（議場に
声あり）

○議長（西尾彦和）質問にだけ答えてください。

○市長（吉野晴夫）そういうことも踏まえて一応順番を決めていこうということ、休止ということになりました。（「四番」の声あり）

○議長（西尾彦和）藤富議員。

○四番（藤富美恵子） それでは、株式会社日水コンが提出したとされる岡中継ポンプ場の新設についてという文書が信ぴょう性のある間違いのない文書であると仮定しての話でございます。

この文書には、高水圧の緩和については「高水圧・老朽化のための対策は緊急を要するものではない」と書かれておりますが、震災対策については、「既設の岡加圧ポンプ所・岡配水池の耐震性も考慮し、全体として有効な対応策を考える必要がある」、そして、「既設の岡加圧ポンプ所・岡配水池の耐震性に対して検討がなされていない」、そしてまた、「考えられる代替案の比較検討もなされていない」と、このように書かれています。

岡中継施設築造工事の目的は先ほど局長に確認いたしました。震災時における不安はぬぐい去れないことから、住民の安全対策としてこの事業は計画されたものでございます。市長は、緊急性がないとして岡中継施設築造工事を中止から休止にされましたが、緊急性がないというのは、これは平時の際のことでありまして、高水圧、平時の際の高水圧、老朽化のための対策であって、万一の災害時における場合のことではありません。日本一のコンサル、株式会社日水コンが提出したとされる文書には「耐震性も考慮し」「有効な対応策を考える必要がある」と書かれており、必要がないとはどこにも書かれておりません。今一度、株式会社日水コンが提出したとされる岡中継施設ポンプ場の新設についての文書をよく読み直していただきたいと思えます。万一の災害時においても、緊急性を要しないとはどこにも書かれていないのでございます。

次に、今後の対応策についてでございますが、先ほどちょっと市長の方からお答えいただきましたが、水について、水は命の水と言われるように、人間にとって生命にかかわる大切なものであることは、これはもう申すまでもございません。もし、五條市に地震等の災害が起きたときに、水が家庭に配水されない、水道栓をひねっても水が出ないとなれば、これはもう大変なことでございます。子供のミルクも作れない、水一杯、お茶一杯も飲むことができないばかりか、お米を洗って御飯を炊くこともできませんし、お風呂に入ることも、水洗のトイレであれば汚物を流すこともできないという大変な状況に陥ってしまいます。

私たち田園の近くには中央構造帯の活断層が走っており、地震が起これば大変な被害が出るのが想像されます。東南海・南海地震は必ず起こると言われておりますが、いつ起こるか、これはもうだれにも分かりません。明日起こるかもしれません。岡中継施設築造工事は、地域住民のための安全対策事業として平成十六年度より取り組んできた事業でございます。市長は市議会に対して事前に何の説明もなく、ある日突然中止されましたが、この施設が必要がないというのであれば工事は当然中止されるべきでございますが、本当に必要であるのならば工事は行われなければなりません。信ぴょう性について疑問はございますが、株式会社日水コンの岡中継ポンプ場の新設についてというこの文書には「震災対策は、岡配水地系統の施設のみならず、全水道施設で検討し、その結果優先順位の高い施設から整備していくべきものだと考えられる」と、このように書かれております。

行政の使命は市民の命と財産を守ることであるという観点から、休止となっております上水道岡中継施設築造工事の今後の対応について、市長に今一度きっちりとお尋ねいたしたいと思います。

○議長（西尾彦和）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）そこで、大体総括といたしまして、緊急性は要しないと、全部を調べて岡が一番必要な、一番最初に工事をしなければとは書いておりません。で、私は合併した西吉野・大塔も含めて順番を決めていこう、災害に必要な順番、飲み水に必要な順番、種類は違いますが、どれが一番かということを決めていこうということでございます。だから、それをまだ調べておりません。言うたように、大塔で飲み水も止まって飲めなかったということも含めて今後やっていこうと。谷川の水を飲んでいるところもあります。それもやっぱり緊急性がありますね。そういうことも含めてやってないからやろうというだけのこと、岡がそういうことも含めて調査して、一番となれば一番にやったらいいでしょう。だから、今は休止ということであってね、そういうことでございます。（「四番」の声あり）

○議長（西尾彦和）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）早く調べていただきまして、早急に順位を付けて取り組んでいただきたいと思っております。

先ほども申しましたが、地震はいつ起こるか分かりませんので、地震が起きてからではこれは遅いのでございます。私たち北宇智地区、田園、岡、牧野の各地区の三千五百戸に水が送れないというような事態が起これば、これはもう取り返しがつきません。責任をとってくれと言っても、これはだれにも責任は取れないのでございます。

先の十二月議会で岡中継施設築造工事の工事中止撤回と早期着工を求める決議案を提出し、本会議において可決されました。決議文にもありますように、東南海・南海地震が懸念される昨今において、この事業計画実施によって上水の安定供給を図るとともに、防災対策、安全対策が措置され、そして地域住民の安全、安心のためにも速やかな事業の実施を求めるものでございます。

次に、二点目に移らせていただきます。

七十五歳老人保健の申請書の手続についてお尋ねいたします。

過日、一月で七十五歳になられた方から、老人保健の受給資格、老人保健医療受給者証を交付するので申請するようにと案内が郵送されてきたそうでございます。一月二十二日から二十五日までの四日の間に健康保険証、印鑑、そしてこの文書つまり通知書を持って手続に来るようにとの案内文でございます。この方は、この四日間に申請に行くことができないため担当課に電話をしたところ、郵送する方法もあると言われたそうでございます。

ます。結果的には私が代理で手続にまいりましたが、その際、担当課に「手続期間が四日間しかないのは短すぎるのではないか」とこんなふうに聞かせていただきましたところ、職員の仕事の都合でということでもございました。仕事というのは、職員の都合ではなく、申請の手続に行く市民の立場に立ってするものだと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（西尾彦和）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）ただいまの藤富議員の質問に答えさせていただきます。

老人保健に限らず市行政全般におきまして、高齢者など社会的に弱い立場の方々に対しましては、特に相手の立場に立って仕事をしていかなければならないと、そのように思っております。

また、役所に来られる方、慣れていない方も多いですね。そういう人のために、やはり、今回集中改革プランも考えてもおりますし、今回の老人保健のことは一つの例として藤富議員は御質問いただいたものと考えております。

職員に対しましては、常に相手の立場に立って仕事に取り組むよう、より一層指導をしていきたいと、そのように思っております。（「四番」の声あり）

○議長（西尾彦和）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）今回の七十五歳の高齢者の方が、寒い冬の一月に、そして四日間という短い期間の中で、市役所に申請に行くということがどんな大変であるかということを考えて上で、きめ細やかな配慮をし、仕事をしていただきたいと思っております。

このほかにも、聞いたら教えてくれるけれども聞かなければ教えてくれないとか、不親切であるという市民の方々の声を耳にすることがございます。市役所とは、市民の役に立つところ、市民にサービスを提供するのが、市長、仕事でございます。市民に対し、親切丁寧に接し、職員の都合に合わせて仕事をするのではなく、市長、先ほど答弁いただきましたように、市民の側に立った対応、特に高齢者、それから社会的に弱い立場の方に対してはもちろん、今回の老人保健の手続だけに限らず、行政全般にわたって市民の目線で相手の立場に立った市民サービスの徹底を図っていただきたいと思っております。

最後、三点目でございます。

女性管理職の積極的な登用についてお尋ねいたします。この質問は二回目でございます。

市長、初めての議会、昨年の六月の議会でも質問をさせていただきました。女性管理職の積極的な登用については、市長より「女性、男性というよ

うな区別はしておりません。能力のある人がそれぞれの地位について管理職としてやっていただけたらよい。まだ人事もこれからでございます」と、答弁されましたが、その後行われた人事異動では男性は七人、女性ではたった一人、係長が課長補佐になっただけでございます。その結果、男性職員三百九十三人に対し男性管理職は百十九名、女性職員百九十人に対し女性管理職は課長が一人、課長補佐が十人の合計わずか十一人でございます。市長は、男性、女性関係なく能力のある人が管理職になってもらうべきだと考えているとの答弁でございましたが、結果はこのような結果でございました。

五條市役所には、能力のある女性がたくさんおられます。しっかりと目を見開いていただきまして、そして、能力のある女性を積極的に管理職として登用していただきたいと改めて提案をさせていただきます。

最後に市長の答弁をいただきまして、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（西尾彦和） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 前回、初めての議会でもそのように御質問いただきました。そして、私はだれかれなく、男女区別なく能力のある人と、ただ私、今のところこの女性が、この男性が、どれだけの能力かということ、まだ分からない部分も正直あります。能率給とか、いろんなこともあるんです。この評価ということも今出てきているのですが、その評価というものもなかなか主観が入ったり、実際難しい。そういうこともしながら、いろいろとできることは、いろんな情報を聞くということもおかしいですけれども、どこまでやれるのかと、男性についても難しいところがあります、この評価というのは実際。そして、判断してやっていきたいと。今回、一応四月の人事ということもありますが、現実、顔も名前も知っておりますが、仕事の中身というのは、一緒にやっております。ただ、上から聞いていくことになることと難しい主観も入ってもあかんし、ただ藤富議員のおっしゃるような方向ということは持つておりますし、今年採用を五名させていただきました。これも公平にさせていただきました。五名のうち三名が女性でございます。そういうことも踏まえて、今後男女関係なく登用、女性やから特にというのではなくて、できる方、これから勉強もしていただきながら管理職になっていただくように、これは心掛けていきたいと、そのように思っております。

○議長（西尾彦和） 以上で四番藤富美恵子議員の質問を終わります。

次に、二十番大谷龍雄議員の質問を許します。（二十番）の声あり）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄） それでは、議長の許可をいただきまして、市民の皆さん方から寄せられております御要望、関心事の解決を目指して一般質問をさせていただきます。

まず最初、五條市消防庁舎の建設について、(一)奈良県内消防本部一本化方針がほぼまとまったもとの五條市消防庁舎の予定地への建設についてでございます。

御存じのように、この間、新聞等の報道によりますと、三月の十八日でしたか、奈良県内市町村消防の広域化検討委員会委員長土谷宗一さんのもとで、九人のもとで、検討委員会が開かれまして、その中では奈良県の中にある十三の各消防本部を一本化する計画案がまとまったというふうな報道されております。これによりまして、これが確定となりますと、野迫川村と十津川村の消防体制が、現在常備化されておられませんけれども、整うということになるといふふうに報道されております。

今まで、吉野市長は消防新庁舎の建設につきまして、東中への影響問題、それから消防の広域問題、それからヘリポート問題等々を理由に今中止されておりますけれども、その一つであります消防の広域化はほぼ、いいか悪いかの意見は申し上げることはできませんけれども、国会での消防法改正に伴って、こういうふうに関係者の皆さん方の多数の意見で決められてきておるわけですから、ほぼこのとおり決められるのではないかと思うのですけれども、こういう情勢の変化がございます。

そしてまた、吉野市長の中止の理由の一つのヘリポートにつきましては、現在指定されておりますヘリポートを申し上げますと、まず防災ヘリコプターのヘリポートが許可、認定されているところは、一つは上野公園ですね。もう一つは、五條四丁目のグラウンドですね。それから、五條野原東のグラウンド、阿田峯公園、阿太運動場、阪合部グラウンド、西吉野きすみ広場、一ノ木ダム、勢井高野辻ヘリポート、そして、五條市大塔運動場と、これだけあります。それに加えて、いわゆる自衛隊の緊急離着陸のヘリポートが、五條小学校、野原小学校、宇智小学校、五條中学校、吉野川浄化センター、五條西中学校、白銀北小学校、五條高校賀名生分校、西吉野中学校、大塔中学校と、これだけ、今五條市内には許可、認定されたヘリポートがあるわけですね。だから、新消防庁舎建設に当たって、ヘリポート付きの、消防庁舎の屋上にヘリポートを造ろうとしているのか、庁舎の近くにヘリポートの用地を確保しようとおるのか、それは分かりませんが、これだけ今申し上げました許可、認可されたヘリポートがあるわけですから、これ以上必要があるのかどうかというふうに思います。

それと、五條東中学校への影響につきましても、この間吉野市長の責任で行われました消防署の音がどれだけ影響を与えるかという調査でございますけれども、五條東中学校へ勤務される先生と生徒さんだけを限定にして調査結果を申し上げますと、東中学校の生徒八十五人が体感訓練に参加しておられましたけれども、このうちの七十二人が「やかましくなかった」、東中学校の教師十人参加しておられましたけれども、このうち「やかましくなかった」のが八人おられます。全員ではありませんけれども、しかし、大多数の生徒、教師の皆さん方が「やかましくなかった」というアン

ケート結果を出されておるわけですけどね。こういった状況からすれば、既に四億円も投資しているわけですから、現在の予定地に消防署を建設することは消防の原則性、効率性、財政面、総合的に考えても一番妥当ではないかと思えますけれども、吉野市長、消防署長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（西尾彦和）消防署長。

○消防署長（窪 佳秀）二十番大谷議員の質問であります奈良県内消防一本化方針の概要並びに消防庁舎建設に伴う見通しについて、消防本部側から、まずお答えさせていただきます。

まず、消防広域化につきましては、先ほど議員が申されたとおり、国におきまして広域化を推進するための消防組織法の改正、これは平成十八年六月十四日公布され施行されたことに伴いまして、県におきまして、奈良県市町村消防の広域化検討委員会、これが平成十九年四月に発足し、検討を重ねてまいりました。その中で、奈良県内十三消防本部の中で組織されております奈良県消防長会、これにつきましても広域化の意見収集を行い、先日、奈良県を一圈域とした組合せが新聞報道等で発表されたところでございます。

今後につきましては、奈良県市町村消防の広域化検討委員会、これにつきましては市町村長、そして議会関係者も入っている委員会でございますが、その中で、推進計画（案）の策定を行います。その後、国の方に計画書を提出するという運びになります。また、その計画の策定を行いますと、五年後をめどに広域化の実現をしなくてはならないという形になっております。

以上のことから、消防庁舎建設につきましては、当然としてそれまでに建設を行っておく必要があると考えられます。また、消防本部機能、そして通信指令室等、そういうものにつきましては、不必要となることが考えられることから、一部見直しも必要であるかと考えます。

もう一つは、建設場所の問題であります。広域化の検討が進んでくる中で、消防署、分署等が管轄する区域の問題があります。従来ですと、五條市消防本部が五條市すべてを管轄しております。広域化になりますと、市境を越えた管轄区域となる可能性があります。

今考えられることは、広域化の進ちよくに伴い、市民にとって、どの建設場所が早く災害現場に到着できるか検討する必要があります。いずれにいたしましても、最終リミットを定め、早急に検討し建設していかねばならないと考えております。

以上で、消防側からの答弁とさせていただきます。

○議長（西尾彦和）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）大谷議員の質問に答えさせていただきます。

消防署建設につきましては、いろんな角度から検討しております。

先ほど担当課が申しましたように、消防広域化が五年後に迫ってきているという中で、今後検討しなくてはならない問題が山積みされております。その中で、最終リミットを定め、それから逆算して建設に向けて動かなければなりません。

まず、建設場所につきましては、同じ建てるなら、市民の安全を守る立場から五條病院に対して付属的、また、有機的な連携を考えたヘリポート、ドクターヘリの離着ですね。それを視野に検討してまいりたいと、消防署の広域だけではなくて、病院も広域化が進んでくるだろうと予測されておりますし、そのような情報も入っております。今おっしゃる質問は消防署だけです、五條病院の存続も踏まえた中で考えてまいりたいということでございます。

これにつきましては、過去に決定された場所も含め、議員代表者、学識経験者などが入っていた五條市消防庁舎整備等調査委員会を立ち上げて建設場所の検討を行っていただきたいと、そのように思っております。

財政が切迫しておりますが、無駄を省き、市民にとって安全安心な暮らしを求めためもう少し時間をいただきたいと、そのように思っております。
(「二十番」の声あり)

○議長(西尾彦和) 大谷議員。

○二十番(大谷龍雄) 今、吉野市長から新たに今後の消防庁舎の建設についての委員会を立ち上げて、そこで審議していただくという答弁を今初めて聞かせていただいたわけですが、それはそれとして、私はいいことだと思えます。しかし、今までも、平成十五年から関係各位の意見を聞いてずっと進めてきているわけですね。そして、今現在、十五年前と現在と情勢が違うのは合併したということと、広域化は奈良県一本にするということとがほぼ決まったという、これが大きな情勢の変化の特徴ではないかと思えますけれどもね。そのことは現在分かっているわけでありますから、やはり、この間の検討の経過、内容からしましても、この間の検討の内容も重視しなければならないのかなというふうに思います。

市長の答弁の中でも一つ、ドクターヘリという、この答弁が出てきたわけですが、市長、ドクターヘリが必要な場合ということは、どういう場合がよく御存じかと思うのですね。

私が聞いておりますのは、要するに一つの例を挙げますと、奥地の山に登山に行つたと、その中で命にかかわる大きな遭難をしたというときには、これは遭難の場所までに救急車が行けない場合は、ヘリにお医者さんに乗せてもらつて行ってもらわなければあきませんね。これが一つですね。もう一つは、合併してから奥地が広くなりました。だから西吉野の奥地、大塔の奥地の中で急な患者さんが発生した場合、救急車でその周辺にお医

者さんもないと、救急車で行くのも大変だという場合も、ひよっとしたらそのときはドクターヘリに行ってもらわなければなりませんね。それと、ドクターヘリではありませんけれども、山の火災の場合、消防隊で責任が持てないような山の火災があった場合は消防署の判断でヘリを要請するというのも、これは必要になるか分かりません。大体考えられるのは、ドクターヘリの必要性はそういうときではないかと思うのです。その場合、ヘリポートを言うていきますけれども、乗ってもらおうお医者さんが五條の病院のお医者さんだと、これ決められますか。患者の状況によって五條病院におられるお医者さんではないかん、もつと離れた八木医大やらあちらこちらにおられる病人さんやら遭難した人の状況に応じたお医者さんに行ってもらわなければならないですね。五條病院のお医者さんだけ行ってもらおうと、こんな今から決められないです。だから、現状では、ヘリは奈良県が所有しておいて、そのヘリが常駐しておるのは奈良市内ですね。これでいいとは言いませんよ。それは、もつと何箇所かにヘリを常駐してもらえたら一番いいことです。しかし、五條市が独自でヘリを持ってやるということは、当面、まだまだ財政事情から言えば、また、奈良県の市町村の自治体の状況から言っても、これは難しいことだと思います。だから、当面は奈良県のヘリ、もし、広域なったら消防署としてのヘリも持つかも分かりませんが、そういうヘリをお願いせなさないわけですね。そしたら、いつも五條でヘリを常駐してもらおうとは限りませんよ。やっぱり、奈良市が中心部になります。そこから五條まで飛んできてもらおうと思えば、今常駐している奈良市から五條までは大体十五分かかると言うのです。その間に、余裕があるわけですから、五條病院の隣には野原のグラウンドもあります。そこへお医者さんを、救急車が運んで待つておいたらいいわけです。必ず消防署の屋上にヘリポートを造らなくても、消防署の横にヘリポート造らんでもいいわけですね。しかし同時に、ヘリポートの条件と消防署の必要な条件とは、反比例する条件があるんですよ。御存じのように、ヘリコプターが常駐できるようなヘリポートを造ろうと思ったら、周辺六〇メートル以内には人の家がないようなところを選ばなかんわけです。しかし、そんな条件を持ったヘリポート、消防署と一緒に引付けるといようなことは大変困難ちやいますか。消防署というのは、この間申し上げましたように、いつでも出動できる幹線道路の近く、山奥や田んぼの中ではあきませんのや。幹線道路まで出る途中で、災害で道がなくなってしまうたら出られませんね。だから、消防署の建設条件とヘリポートの条件というのは、合わない場合もありますからね。それはもつと市長としてよく研究せなかんのではないかなというふうに思います。

それと、署長の方からの答弁の中で、ちよつとお聞きしておかなければならないことは、合併になった以後の消防署の本部の責任範囲が、五條市内だけではなしに五條市外にも責任範囲が広がるという場合もあるという答弁なのかどうか、ちよつとその辺、もう一度答弁をしていただけますか。

○議長（西尾彦和） 窪消防署長。

○消防署長（窪 佳秀） 今の大谷議員さんの質問でございますが、多分管轄区域の話かと思うのですけれども、例えば五條市を例に取り上げますと、東

阿田地区も五條市です。阿田地区もですけども、ところが、もし消防広域化一本になりますと、五條市から、今の消防署が本町にあるとすればの話ですが、そこから東阿田地区の方に救急出動するよりも中吉野消防署から出動してもらった方が早いんじゃないかと思えます。要は、災害発生現場によって、五條から行くのではなしに近くの消防署から来てもらうという体制のことも考えられます。要は、現場に近い管轄の方が早いんじゃないかというような体制のことでございます。

そしてまた、当然として、今非常備村であります十津川村、そして野迫川村、ここらにつきましても五條市から現場に行くというような体制になるとは思えません。そういうことの中から、近い消防署がその災害発生場所に行くというような形のことを先ほど申し上げましたことでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西尾彦和）大谷議員。

○二十番（大谷龍雄）はい、分かりました。

だから広域化が本決まりになれば、それに関係する消防体制、その他いろいろまた変わってくるということがございますから、そのことも踏まえて検討しなければなりませんけれども、やはり、先ほど申し上げましたように吉野市長のドクターヘリポート、これはもつともつとよく研究しなければ、そんなん、新たにこれだけ私が今申し上げた五條市内に二十箇所以上のヘリポートがあるわけですから、あるものを有効利用できたらそれでいいわけですからね。ばく大な金が要りますね、新たにヘリポートを造ろうと思えばね。だから、その点についてはもつとよく研究されて、やはりこの間の予定地の検討の経過ももう少しよく研究して、財政も既に四億円投入しているわけですから、早急に、建設につきましては先ほどの本町の火災の教訓もありますから、そこにプラス、これからは地震ということも予想して対応していかなければなりませんからね。よく検討して、早く結論を出されるように申し上げておきたいと思えます。

次、岡配水系統中継施設計画の推進についてでございます。

先ほど、藤富議員の方からございましたので、重複を避けて申し上げます。

この間、いろいろ市長と議員さんの間で話し合い、協議されまして、一応現時点では、先ほどの藤富議員の答弁にもありましたように、初めは中止でしたけれども、休止という見解を持っておるといふふう吉野市長は表明されております。私はその休止は余り長くないように、できるだけ早く建設に向かわれることを願って質問をさせていただきます。

この間、私も勉強させていただきましたけれども、その中で分かったことを申し上げますと、中之今井線の道路横にございますポンプ場ですね。ポ

ンプ場から上之のタンクまでの間は、約三、一六〇メートルあります。その間ずっと、直径五〇センチの送水管が埋めてあるわけですね。現在この送水管の中は、二〇キロ上がっております。これは前、岡のポンプ室を勉強させてもらいまして、圧力計を見せてもらいました。ちょうど二〇キロ上がっている状況をこの目で確認させていただいております。この直径五〇センチの送水管、三、一六〇メートルあるわけですけれども、この中に水一杯ためたとしたら、たまっている水はどれくらいあるかと言いますと、深さ一メートル、横一二メートル、縦二五メートルの学校のプールに二杯水をためただけの容量になります。六二〇立方メートルですね、一杯たまったら。だから地震か何かで、この三、一六〇メートルあるちょうど真ん中で送水管がはぜた場合、そこから上之のタンクまでの間に入っている水だけは漏れてしまいます。逆戻り、ここの五〇センチの送水管の遮断弁はないんですね。だから、三、一六〇メートルの間で、もしはぜて水があふれたとしたら、六二〇立方メートルの半分、三一〇立方メートルの分だけあふれるわけです。その直径五〇センチの送水管の埋めてある経路を私も走ってもらいましたけれども、ほとんど人家のあるところばかり通っています。だから、耐久性は四十年もあるし、初めから二〇キロの圧力に耐えられるということが分かった上でこの送水管を埋めてありますけれどもね。しかし、地震という突発的な、この影響は考えてなかったんではないかと思うんですね。一般的に地震に対する関心と態勢を高めなければならなかったのは、阪神淡路大震災以後ですからね。だから、私は、やはり田園やらタンクを設置されている上之のあの辺は金剛山ろくの断層と五條谷断層が走っているわけですからね。だから、耐久年数や老朽化だけの判断では駄目だということで、地震の影響も考えて、この岡配水系統の中継施設の建設計画がスタートしたと思うのですね。だから、やはり水が不足しているところへ給水することも大事です。しかし、それぞれ皆さんが言うておりますように、この上之に設置されております二、〇〇〇立方メートルと一、五〇〇立方メートルのタンクは、北宇智、牧野、田園、総三千五百世帯に送っている配水系統でありますから、もし破裂したり水がこなかつたりした場合の影響はものすごいわけですからね。だから、やっぱり一時も早く計画が進められるようにすることが、お金のこともありますけれども、必要ではないかと思えます。

今、水道会計を見せてもらいますと、厳しいけれども、三億円、土地開発公社に貸しています。その方が利子も増えていいという判断ですけれども、緊急に水道会計が要るようになったらこの三億円はすぐ返してもらって使えるようになっていくのですか。これ一つね、私はそれが大事だと思います。それも含めてちよつと答弁いただけますか。

○議長（西尾彦和） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 岡中継施設築造工事につきましては、平常時における安定給水の確保はもとより、事故時における水量補給体制の整備による需要者への影響の極小化、地震等不測の事態においても十分対応できるような安定性、安全性の高い施設を目指し、常日ごろから議員始め市民各位のお力

添えを得て整備が進められてきたことは重々承知しているところでございます。

また、大谷議員が述べられた東南海・南海地震、東海・南海・東南海連動型地震、紀伊半島南東沖地震等情報は熟知しています。また、配水管にかかっている水圧、送水管内の水量等も知るところであります。

しかし、今、五條市における行政の最重要課題は財政の再建であり、また、市民各位もそれを望み、私のローカルマニフェストにおいても「子孫の代につけを残すことのない五條市の再建」が使命と考えるところであります。

先にお示したコンサルの意見を踏まえると、悲しいかな財政の再建と防災対策等施設整備は相交えずことはなく、一時は中止と苦渋の判断をさせていただきます。

しかし、議員各位からいただいた御意見等参考に、先般開催されました厚生常任委員会で築造工事は休止とさせていただいたところであります。

御質問いただきました実施時期であります。平成十五年の中央防災会議において、東南海・南海地震防災対策推進地域の指定基準で五條市が指定を受けており、地震時における防災対策の必要性が求められています。

現在進行中の集中改革プラン等、市民の皆様方と議会、行政協働で一日も早く成し遂げ、防災について取組を行いたいと考えておる次第でございます。（「二十番」の声あり）

○議長（西尾彦和）大谷議員。

○二十番（大谷龍雄）答弁ございましたように、更に一日も早く実現できるようにという答弁でございますので、ひとつその姿勢でお願いしたいと思いますけれども、付け加えて申し上げますと、この中継施設ができた場合、現在の二〇キロ圧が大体一三キロ圧に低くなります。そうした場合は、この水圧というのはもう御存じのように、中にかかる圧力ですね、水道管の中にかかる。しかし、地震が起こってその影響が水道管にかかった場合は、これは水道管の外にかかる外圧ですからね。これはもう、耐久年度とか漏水ということとは別の圧力がかかるわけですからね。だから、その辺がちゃんと見ておかなければならないと。この前の協議会の中で、ある議員から、風船を膨らませて、外からちよつとでも鋭利なものが当たったらはぜるやないかと、私は専門家と違いますけれども、その理論はかなり根拠があるのではないかなというふうに思っております。

それと、吉野市長が自慢している株式会社日水コンのコンサル会社の結果で、私としてちよつとコンサルにさせていただく、コンサル会社に聞いてもらう初めの状況説明が不十分であったのではないかなと思う点を申し上げます。

その一つは、岡配水系統の送水管の途中から配水管が分岐し、直送方式で配水している地区が、田園一ないし四、岡地区ありと、こういうふうにコ

ンサルの報告になっているのですけれどもね、これは、配水管から直送で田園・岡地区にしているところがあるのかどうか、水道局長、一遍答えてくれますか。

それともう一つ、コンサルの不十分やと思うのは、これはコンサルの不十分さやなしに、コンサルに事前に状況を説明する側の不十分さではないかなどと思いますけれども、先ほど藤富議員が言われたことと一緒にすけれどもね、「震災対策は既設の岡加圧ポンプ所、岡配水池の耐震性も考慮し全体として有効な対応策を考える必要があるが、既設の岡加圧ポンプ所、岡配水池の耐震性に対して検討がなされていない、考えられる代替案の比較も検討されていない、更に震災対策は岡配水池系統の施設のみならず、全水道施設で検討し」と、こうあるのですね。「順位を決めて」と。しかし、このコンサルの結果から、これは推測ですけれども、今五條市全体の中で地震がきたら一番被害が多いと言われていて中央構造帯、金剛山ろく断層と五條谷断層のあるのは、この広い五條市の中であそこだけなんです。それが、もし初めにコンサルにちゃんと説明をしてあったら、震災対策は全水道系統を全体を見て優先順位を付けて考えるべきだと、こんなコンサルの結果は出ないと思いますよ。コンサルの判断も初めからあそこに金剛山ろく断層と五條谷断層があるということをコンサルに説明をしてあったら、やっぱりここを先にしなければなりませんとなるのではないかと、これは推測ですけれどもね、そういうふうに思います。だから、コンサルにお願いしたときに、ここは五條市の中でも中央構造帯があつて、その二つ、金剛山ろく断層と五條谷断層がこの近くにあるんですということを説明してあったのかどうか。この辺は市長も水道局長も一遍答弁していただけますか。

○議長（西尾彦和） 阪ノ上水道局長。

○水道局長（阪ノ上武則） 二十番大谷議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

私の方からは、田園地区等に直送をやっているのかどうかというような御質問をいただきました。

この御質問につきましては、減圧弁をかませて直送しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西尾彦和） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 何回も申しますように、ポンプ場、タンクと四億でも、マグニチュードは上がらないと、大谷議員の中の水圧を下げたら強くなるというより、理屈は消防のホースと一緒に、中に水が走っておれば外の外圧にも強いという理屈も成り立つのです。外圧に対して中が、水圧が減ると破れやすいという理屈にもなるわけです。だから、中継から上はまたポンプを据えるのだから、水圧が高くなる。そうすると弱くなるという理

屈になりますね。要は、順番を決めて一回いろいろやってみるけれども、はっきりとした、あそこに今の中継ポンプを造った場合、地震対策のマグニチュードがなんぼ上がるということは、今の技術ではなかなか計り知れない部分があるということでございます。それよりも、五條市全体、西吉野・大塔も含めて全体をまず決めていこうということでございます。そういうことでございますのでね。（議場に声あり）

○議長（西尾彦和）大谷議員。（議場に声あり）傍聴人に申し上げます。静粛に願います。（「二十番」の声あり）

○二十番（大谷龍雄）市長の答弁の中で、内圧が、水道管の中に圧力がかかっておたら外から圧力があっても中の圧力が強いほど安定するんじゃないかなという、この答弁があったと思うんです。しかし市長、水道管の中の水圧は、直径五〇センチのその水道管の中にどの面にも公平な圧力がかかっています、内圧というのは、地震があつて、その影響は直径五〇センチの水道管の三百六十度四方八方平均に地震の圧力がかかるん違いますよ。

○センチの水道管四方八方三百六十度から公平に均等にかかった場合のことだけですんや。こんな、私、大学出ていないけれども、今までの修理工やいろいろな経験で全部分かっていきます、そんなもん。人生生きたらそんなこと分かりますがな。そんな三百六十度から均等にかかるような地震の影響はありませんよ。だから、それだけは反論しておきます。

それと、優先順位は同じことを強調しますが、五條市の中で中央構造帯が走っておつて、それが岡配水池の横にあるんやと、五條谷断層と金剛山ろく断層が近いんだということを初めに説明してあつたのかどうか、これだけ最後、答弁いただきまして終わりにしましょうか。

○議長（西尾彦和）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）当然、知つてのことでございます。何回も言うふうに、そういう大きな災害においては、あのポンプ場を設置しただけでは対応にはならんと。それだったら、大谷議員は管が主体としたら、その管を補強していかなければならない、そういうことです。下の圧が下がれば、上の圧が上がります。どちらをとるかということでございます。ただ、いろいろこれから五條全体を考えていこうということでございます。（「二十番」の声あり）

○議長（西尾彦和）大谷議員。

○二十番（大谷龍雄）それでは次に進みます。

土地開発公社の処理問題でございます。

御存じのように、土地開発公社は借入金約二十九億円、抱えております公共用地の面積が約三六万平米でございます。毎月、毎年返済しなければな

らない借入利子だけでも何千万円という大変なものであります。だから、これを有効に活用できるところは活用して、要らないものは処分するという対策をこの間とられてきているわけでありませうけれども、その成果も一部上がっておりますけれども、なかなか解決のスピードはもう少し速めなければならぬかなというふうに思いますので、再度質問をさせていただきます。

この間、前市長時代から、早く、五條市として要る用地と、なんぼ先々の公共事業を考えても五條市として要らない用地を早く区別して、はっきりして、要らないものは売却に移していくという方針を前市長時代から持っておたわけですが、しかし、なかなか進んでおられませんし、平群やら郡山やら県やら奈良市がやっております、公に売却するという募集の取組もなかなか見えてきておりませうね。だから、その辺を早める必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、昨日の会議の説明では、現時点で、もう五條市の将来の公共事業を考えてもほぼ要らないと売却に出すと考えているのは今井島台工業団地、二見公共用地だけだという答弁があったわけですが、その後はなかなか結論の出せないところがあるのでないかと思えますけれども、その辺は遅れば遅れるほど借金を抱えなければなりませんからね。この用地の整理をもう少し早くしなければならぬのではないかなと、まずね。そして、現時点でも売却すると決まっているところは、ちゃんと先々間違いない条件を付けて公に売却の募集をするということが必要ではないかと思えます。

いろいろな人にこの話をしましたら、五條市内の中小企業の社長さんらの意見も聞かせてもらいましたけれども、「どの土地を売却しようとしているのか、むしろ何も知らんやないか」と、こない言うてくれています。だから、やっぱり売る上においては厳しい条件を付けたらいいと思えますけれども、どの土地を売ろうとしているのかということや市民の皆さんにも、五條市外の皆さんにも早く分かるようにしなければ、それは売れないのではないですか。この対策を早めるということと、それと、この間考えていただいておきます過疎債を活用した有効利用、これにつきましては、いろいろと心配はありますけれども、借りたお金の七割は国からみてくれると、返済するのは三割だけだという。有利ですから、これも仕方がないのではないかと思えますけれども、進めていってもらわなれないというふうに思いますけれども。同時に、今年の二月、新たに土地開発公社経営健全化対策の方針が出まして、その中で、用地先行取得債という有利な借金制度、融資制度というのですか、国が示してくれましたのでこれを活用するというところで、頑張っていたいでいるわけでありませうけれどもね。これにつきましても、やっぱり今借りている二十九億のすべての用地を全部国から借りて、その有利な融資債を借りていったん五條市のものにするということはできないという話ですからね。大体年間五億円ずつくらいの計画で国から借りていくことですから、だから一般の民間の銀行から借りて今持っている土地も一遍にはなくすることはできないわけですからね。だからやっぱり、その計画を進めてもらうのは大事ですけれども、初めに申し上げましたように、もう要らない用地を早く決めて、公に売却

の募集をしていくということも大事ではないかなというふうに思うわけですね。

そして、先ほどの議員から出ていました墓地の問題ですけれども、今約十五ある開発公社の保有する公共用地の中で、やはり議員が指摘された場所があかんでも、そのほかの公社の公共用地の中でそういう公園墓地に活用できないか、この検討も必要ではないかというふうに思いますけれども、その辺答弁いただけますか。

○議長（西尾彦和） 上山総務部長。

○総務部長（上山保見） 二十番大谷龍雄議員の御質問、五條市土地開発公社の処理についてお答え申し上げます。

五條市土地開発公社の健全化につきましては、五條市集中改革プランまた土地開発公社健全化計画等に基づきまして市の最重要課題として取り組んでいるところであります。

最近の六年間におきまして、約十八億円の処理を行い、民間売却につきましても約二億七千万円売却をいたしております。

現在、五條市土地開発公社の状況でございますが、本年度末の保有状況は十五の事業用地で面積は三六二、〇〇〇平米、簿価として三十四億五千万円、借入金は二十九億一千万円、そのうち金融機関からの借入は十六億四千万円、市の基金からの借入は十二億七千万円となっております。

なお、平成十九年度の支払利息は合計約四千八百万円であります。

今後におきましては、本年度に予算計上いたしております有利な過疎対策事業債を活用し、平成二十年度から四箇年事業として（仮称）金剛山麓野鳥の森整備事業を推進してまいります。この事業によりまして、約十億円の公社用地の買戻しを行い、健全化を図ってまいります。

一方、土地開発公社の健全化については、昨年来より、県を通じまして国の財政支援について要望してまいりました。このほど、総務省の土地開発公社健全化対策の通知があり、県からこの制度を是非活用するようにとの指導を受けております。

国の健全化対策の内容でございますが、平成二十年度から五箇年で土地開発公社の保有土地を五條市の標準財政規模の一〇パーセント以下、借入金を十億円以下に健全化すれば用地取得債の起債を認めること、そして、その金利の二分の一を交付税措置をするということであります。

先般、この国の対策を導入するかどうか検討した結果、多くのメリットがあり、この制度に乗っていく方向で検討を進めております。

この制度を活用すること、併せて、事業化できない土地の民間への売却も積極的に進めてまいりたいと思っております。

平成十九年度で買戻しを行いました住川の土地について、平成二十年度におきまして、民間に売却する方法で、今取組を行っております。

こうした取組によりまして、借入金を早期に返済し、土地開発公社の健全化と市の財政改革を図ってまいりたいと存じます。

また、墓地の提案がございましたが、庁内において議論を深めてまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。（「二十番」の声あり）

○議長（西尾彦和）大谷議員。

○二十番（大谷龍雄）一応、公社の方で検討され、出されている方針は私も全体的には賛成でございます。

特に付け加えますと、やはりこの用地は五條市で確保しておく、この用地は売却するという、その判断が遅れば遅れるほど借金を抱え込んでいくことになりますから、その辺の判断は関係者の総意で集中的にやって早く出すと、そして早く売却に、公にすることが大事ではないかと思っております。

前回の質問でも申し上げましたように、借りている民間銀行に対して、元金、利子の減額もお願いすると同時に、借りている銀行に対してもこの土地を取ってくれないかというこの交渉も私には必要ではないかと思っております。余り国の用地、先行取得債を活用した場合との比較で、余りにも不利な条件の場合は、今お金を借りている銀行が、もうこの土地くれるのだったら貸しているお金をちらにするということもあるかも分かりませんが、でも、その内容が余りにも損やったらそれはまたそこで判断したらいいわけでありますから、そういう、お金を借りている市中銀行の皆さん方も現在の土地の売却交渉も必要ではないかなというふうに申し上げまして私の質問は終わらせていただきます。

どうも御苦労さんございました。

○議長（西尾彦和）以上で、二十番大谷議員の質問を終わります。

一般質問が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十日：（「十八番」の声あり）土井議員。

○十八番（土井康嗣）昨日、予算審査特別委員長報告があった後、寺本予算委員から修正案の説明があつて、その後、修正案に対する反対の討論、そして私が賛成討論をさせていただきました。そこで修正案に対する採決が出るのかなと思つておりましたけれども、全体の賛成案が出てどうなっているのかと思つていましたけれども、議運の委員長もそのことに気づかれて注意があつて、いったん休憩したけれども、採決されました。そして、無記名投票で、結果、十対十の同点と、議長の判断ということになりましたわな。そして、その案件に関しては去年の十二月議会で、西尾さんが議長でなかったけれども、前議長のところまで否決された。そして、今回また出てきたというふうなことですけれども、今回は西尾さんの議長のもとで、

来年度の予算のこともあるし、慎重審査を期するために特別委員会を設置して進めようというふうなことで、西尾議長から示されましたわね。本会議で付託された委員会で決議したことを、同点決勝で議長は委員会の方を挙げたという結果を見たときに、議長自身にどういふ背景があるのか知りませんが、そういうことがないのであれば、これはとても我々議会の議長としての判断はおかしいのではないかなと、精神状態、とてもやないけれども、私は議長として任せられないというふうなことで不信任を出させてもらいましたね、昨日。

議長不信任という動議は、先決事項であるということは知っていますね。法的には後に回してもかまわないけれども、先決事項であるから、例えば同じ会派の者が賛成であったり反対の者もおると。議長が、騒ぎ立てても具合が悪いということで、普通であれば、常識であれば、即議会議案を開いてそこで話し合って賛否を問うというところで進めるのが常とうですよ。そやけれども、私も議運の委員長も後に控えておる大事な議案があるやないかと、そやから続けていけという話もあったし、私も予算も、もつときちつと最終までやっていかなあかんし、今日の一般質問もあるしということで、それまでは黙って見送らせていただくというところでございましたけれども、今日はそういう状態で、議長に対して再度、私は不信任を提案するわけではないですけども、昨日出したやつをどういふふうな処理してくれるのか、見やしていただいて、今日はその結論がなかったら、近いうちに機会を見てその話は詰めていきたいなというふうな考えております。

それとは別に、一つしやかに説法かも分かりませんが、念を押しておきますが、議会の本会議の議事録というのは修正はききませんね。これは副市長も部長とかもよく知っておられると思いますけれどもね。昨日ああして、間違つて賛成の意見が出て中断したけれども、これは採決して、修正案に対する採決があつて、もしそれが可決されたら全体の審議する対象が一つ減るわけですよ、その部分。去年の十二月に否決されて三箇月の間にころつと変わってしまった議員以外は、やっぱり動議の提出はしてなかつても、意見として反対の意見は皆出たと思います。ああいうふうなハプニングがなかったら、そうですね。そやけれども、そういうふうな形になったんやけれども、これはそこらをボイコットしてしまつて、結果、これとこれだけ残そうというようなことは、これはできませんよ、言うておきますけれども。なんで昨日に限つて、今までおつた速記者がおれへんのかなと、もともと不思議でしたけれども、録音してあるからいいというふうなもの、これは、今まで速記者がおつたというの、録音してあつて、ぱつと事務局でやつたら早くて済むと思います。これは、やっぱり市役所の職員というのは、五條市の場合には特に小さいから、議会の職員専門の職員違いますね、市役所の職員ですよ。今議会におつたかつて、いつ市長公室に行かんなんか分からないと、よそに行かんなんて。そやから、やっぱり上司に対しては、余りな形のことではできないと、いろいろ議員の皆さん分かつてくれていると思えますけれどもね。委員会の報告であると

かいふうなことになるからフアジーになってきているなと思うけど、それでもよろしいけど。本会議のやつは、やっぱりきちっとしたものにせないかんから速記者を呼んで、最初は天理かどつか、市民であったらかわりあるかも分らないということでも遠いところから来てもらってました。その時は速記者は議員とも心安く話しせんと、すっと来てすっと帰るといふふうな形でした。それが、その人も歳をいかれて、今は五條の人がやってくれていますけれども、やっぱり昨日の録音してあったやつですけども、事務局で最終的に整理するのではなしに、やっぱり速記者に今までと同じように整理していただいて、あったとおりのことを、今インターネットで見られるようになっていきますやろ。全国だれでも見られるようになっておる。よその議会から見られたら、県の議長がほとんど終わりですからいいけれども、大変五條市の大恥です。そやけれども、やっぱり正直にこれは載せていたかなあかんということ、これだけ意見として申し上げておきます。

後の不信任のことについては、今後会派の議員とも相談しながら進めてまいりたいと思います。（「十七番」の声あり）

○議長（西尾彦和）分かりました。（「議長」の声あり）黄木議員。

○十七番（黄木英夫）議運の委員長として、一言申し上げます。

議長から、昨日からの要請もありましたので、あえて今のお話に対して申し上げておきたいのですが、速記の問題については、いろいろ速記者が、急きょ病気であったのか、そこまでは私も聞いてはおりませんが、のつぎきならない用事ということ事務局から私、聞いております。では、ここで今日明日に速記者が捜せるかと、それはできませんので、ほかの都市にみられるように、速記者なしでもやっておるところがあるものですから、必ずそれがいいと言いませんが、それは一日、二日のものは辛抱しなきゃいかんだろうと、間違いないように、事務局には特に申し上げておったところでございます。

それから、昨日、不信任案ということございましたですね。選んだ議長を議員が不信任を出すというのは全く無意味なことであるということ、昨日私申し上げました。みだりに、議員の中でこういう不愉快なことはもうやめておきましょう。議長は、一切辞めないという限り、なんぼ不信任案を出してもこれはできないのです。市長相手だったらできるのですよ。議長を辞めさせようと思ったら、市民の皆さんが気に入らないから解職請求、三分の一の有権者に解職請求を出されればできるのであって、それ以外は一切できません。でありますから、皆さん、議員の皆さんも仲良くこの議会運営をしようとするならば、そういうおかしな話はしないように、そういうお願いをしたいということで、議長はきちっと肝に銘じておいてください。そのことを申し上げます。（「十八番」の声あり）

○議長（西尾彦和）土井議員。

○十八番（土井康嗣）速記者が急きよそうして病欠とかということであれば、昨日は議会運営委員会も何回も時間をかけてやっていますから、議連にこうこうで、今日は速記おれへんのやというふうな話が出て当たり前と違えますか。

○議長（西尾彦和）はい、よく分かりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十一日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）御異議なしと認めます。

よって本定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

○議長（西尾彦和）閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、平成二十年度各会計予算など重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り、また、円滑なる議会運営に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際し、本会議及び各委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目指して御精励いただきますようお願い申し上げます。ごあいさつといたします。

ありがとうございました。

市長からごあいさつがあります。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）平成二十年第一回三月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には公私とも何かと御多用の中、御出席をいただき、慎重審議を賜りまして誠にありがとうございます。

今議会に提出いたしました議案中、一部を除き、原案どおり可決、承認、同意をいただきましたことに心からお礼を申し上げます。

ここに成立をみました平成二十年度予算につきましては、適正かつ円滑な執行に努めますことはもとより、先ほどの予算委員長報告及びただいま議長からお述べの御趣旨に即しますとともに、本会議並びに各委員会において議員各位から賜りました御意見、御提言等につきましてはこれを尊重大

たしまして、今後の市政運営に遺憾のないよう努めてまいり所存でございます。

今回提案いたしました教育委員の同意については、御理解いただけなかったことは将来を担う子供たちの教育のことを思うと非常に残念であります。議会制民主主義も勉強いたしました。

いよいよ陽春の候となり、議員各位におかれましては御多忙のことと存じますが、御健康には十分御留意をいただきまして、今後とも市政発展のため一層の御活躍を賜りますことをお願い申し上げます、閉会に当たってのごあいさつと代える次第でございます。誠にありがとうございます。

○議長（西尾彦和） これをもちまして、平成二十年第一回定例会を閉会いたします。

午後十二時九分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議 会 議 長 西 尾 彦 和

署 名 議 員 佐 久 間 正 己

署 名 議 員 寺 本 保 英

署 名 議 員 樫 塚 凱 一